第1431号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年11月 2日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 税金のかからない貯蓄

Q：税金のかからない貯蓄があれば教えてください。

A：主なものとして、老人等の利子非課税制度、勤労者財産形成貯蓄の非課税制度があります。

【解説】

利子所得には、次のような非課税制度があります。

(1) 老人等の利子非課税制度

この非課税制度には、老人等のマル優、老人等の特別マル優、老人等の郵便貯金の非課税制度の３つがあり、それぞれの元本の額が３５０万円までの利子等について非課税とされます。

このマル優等の制度を利用できる人は、国内に住所を有する個人で、年齢が６５歳以上の人、遺族年金を受け取ることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など、一定の要件に該当する人に限られています。

(2) 勤労者財産形成貯蓄の非課税制度

この財形非課税制度には、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の２種類があり、両方の貯蓄の元本の額の合計が５５０万円までの利子等について非課税とされています。

また(1)(2)のほかにも、納税貯蓄組合預金や納税準備預金の利子も非課税とされます。ただし、これらの預金は納税を目的とした預金ですので、目的以外のための引出しは原則として課税されます。